

明治150年記念事業山口県推進協議会ロゴ・シンボルマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明治150年記念事業山口県推進協議会ロゴ・シンボルマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークのデザイン等)

第2条 ロゴマークのデザイン、パターン及び色は別記のとおりとする。

2 ロゴマークに関する権利は、明治150年記念事業山口県推進協議会（以下「協議会」という。）が保有する。

(使用できる者の範囲)

第3条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号に定める者とする。ただし、明治150年記念事業山口県推進協議会会長（以下「会長」という。）が認める場合は、この限りでない。

- (1) 山口県内の地方公共団体
- (2) 山口県内に主たる事務所若しくは支店等を有する法人又は団体
- (3) 山口県内に住所又は勤務先を有する個人

(使用の申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用届（様式第2号）の提出をもって足りるものとする。

- (1) 山口県内の地方公共団体が使用するとき。
 - (2) 山口県内の学校教育法第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請又は届出を省略することができるものとする。
- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (2) 個人が個人的に使用、又は家庭内で使用するとき。
 - (3) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第5条 会長は、前条第1項の使用承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該使用が明治150年のPRに寄与すると認めるときは、使用を承認する。この場合において、会長は必要があると認める場合には、ロゴマークの使用法その他について、条件を付することができる。

2 使用期間は、最長で平成31年3月31日までとする。

3 会長は、使用を承認したときは、使用（変更）承認通知書（様式第3号）を申請者へ送付する。

(使用承認の制限)

第6条 会長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、使用(変更)不承認通知書(様式第4号)を申請者へ送付する。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 県及び協議会の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマークの変形その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン(色、形、字体など)を改変しないこと。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。
- (4) 使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(承認内容の変更の申請)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク使用内容変更申請書(様式第5号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第2条、第3条及び第5条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

(使用状況等の報告又は調査)

第10条 会長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(承認の取消し等)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用承認取消通知書（様式第6号）を送付するとともに、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者が第5条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合
- (2) ロゴマーク使用承認申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認めた場合

2 使用者は、使用承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできないものとする。

3 会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、商品、使用者等について協議会が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第13条 協議会は、この要領による使用承認の申請に要する費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 協議会は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際し故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(事務)

第15条 この要領に関する事務は、山口県総合企画部政策企画課が行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要領は、平成28年11月30日から施行する。

別 記



維新胎動の地
山口県

※「マーク」と「文字（維新胎動の地 山口県）」を分けて使用することも可。